

メディア芸術クリエイター育成支援事業実施要項

平成22年6月23日

平成23年2月25日改正

平成27年2月5日改正

平成28年2月12日改正

文化庁次長決定

1. 趣旨

メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れたクリエイターの創作活動を支援し、海外の優れたクリエイターを招へいし、メディア芸術分野における国際交流を推進し、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促し、もって我が国のメディア芸術水準の向上と発展に資する。

2. 委託業務の内容

対象となる事業は、我が国のメディア芸術の振興を推進する団体が実施する若手クリエイターの育成、及び海外からのクリエイター招へいによる国際交流や人材育成に資するための事業であって、当該クリエイターが行う創作活動の支援、我が国に滞在して実施する研修、ワークショップ、展示等に係るものとする。

3. 業務の委託先

業務の委託先は、メディア芸術に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

(1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記により提出された業務計画初等の内容を検討し、内容が適

切であると認めた場合，当該実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は業務を委託した団体（以下「実施団体」という。）に予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・資料購入費・材料費・会議費・通信運搬費・雑役務費・印刷製本費・広告宣伝費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は，実施団体が本契約の定めに違反したり，委託業務の遂行が困難であると認めたときは，契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は，業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は，委託業務完了（廃止）報告書を作成し，終了した日から30日を経過した日，又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに，文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は，上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い，その内容が適正であると認めたときは，委託費の額を確定し，実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は，業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は，実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには，必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は，委託業務の実施に当たり，実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに，その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は，必要に応じ，本委託業務の実施状況及び経理処理状況について，実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は，委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか，本事業の実施に当たり必要な事項については，文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。